

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の(設例)を読んで、問に答えなさい。(配点：50点)

(設例)

産業廃棄物処理業者である株式会社Xは、Y県の山中に産業廃棄物の最終処分場(以下「本件処分場」という。)を設置することを計画し、Xの担当者Aらが、本件処分場設置のために必要となる手続につき、Y県庁に出向いて説明を求めた。Y県の担当職員Bは、Y県が制定した「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」(以下「本件要綱」という。)において、産業廃棄物処理業者等が産業廃棄物施設の設置および維持管理を行う場合には、地域住民等に対する説明会を開催した上で、地域住民等と十分に協議し、協議結果をまとめた事前協議書を知事に提出することを求めていることを説明した。

2020年6月8日、Xは地域住民等に対して第1回の説明会を開催したが、本件処分場からの有害物質の飛散や地下水の汚染を心配する地域住民から反対意見が続出し、協議はまとまらなかった。Xは、同年7月3日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可を申請した(以下「本件申請」という。)。その際、Aらが提出した申請書に事前協議書が添付されていないことを指摘したBに対し、Aらが「事前協議書の添付は法定の許可要件なのか」と尋ねたところ、Bは、「本件要綱には法的拘束力はないが、Y県では本件要綱が定められた後、事前協議書の添付がないまま許可がなされた例はない」と応答した。Aらは、事前協議書の添付を求めるY県の対応には納得いかなかったが、それ以上Bに問いただすことはしなかった。

その後、Y県知事は、法第15条第4項に基づき、本件申請に係る必要事項を告示し、Xが提出した申請書等の書類を公衆の縦覧に供した。これに対し、地域住民から、同条第6項に基づき、本件処分場の設置に反対する旨の意見書がY県知事に提出された。

2020年8月30日、Xは、地域住民等に対して第2回の説明会を開催した。しかし、Xが説明会を1回開催したのみで早々に本件申請を行ったことに強く反発する地域住民との間で説明会は紛糾し、その後も予定していた第3回以降の説明会を開催することができなかった。

第2回の説明会から8か月以上が経過しても地域住民の強い反対により事前協議書提出の見通しが立たず、他方で本件処分場の設置が遅れたためにXの経営状況が著しく悪化したことから、Xは協議を打ち切ることとし、2021年5月10日付で、Y県知事に対し、直ちに本件申請に対して許可をするよう求める旨の内容証明郵便を送付した。しかし、その後も許可がなされなかったため、同年6月7日、XがY県を被告として本

# 2022年度 同志社大学大学院 司法研究科

## 後期日程入学試験問題 法律科目試験

### (行政法)

件申請に対する不作為の違法の確認を求める訴訟を提起したところ、訴訟係属中の同年9月17日に、ようやく本件申請に対する許可がなされた。

Xは、通常であれば申請から3か月ほどで出されるはずの許可が、本件の場合には申請から1年2か月以上もかかったことにより被った金銭的損害の賠償を求めて、国家賠償請求訴訟を提起することとした。

#### [問]

Xは、国家賠償請求訴訟において、本件申請に対する許可が遅延したことの違法性に関し、どのような主張をすべきか説明しなさい。なお、いつの時点で許可の遅延が違法となるかにつき具体的に理由を付して説明すること。

#### (資料)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (抄)

#### (産業廃棄物処理施設)

第15条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

#### [2、3項 省略]

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第1項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第2項第1号から第4号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類(同項ただし書に規定する場合にあつては、第2項の申請書)を当該告示の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

#### [5項 省略]

6 第4項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。